

資料 1

子ども・子育て支援新制度について

平成 31 年 1 月 28 日

1 子ども・子育て関連3法

(趣旨)

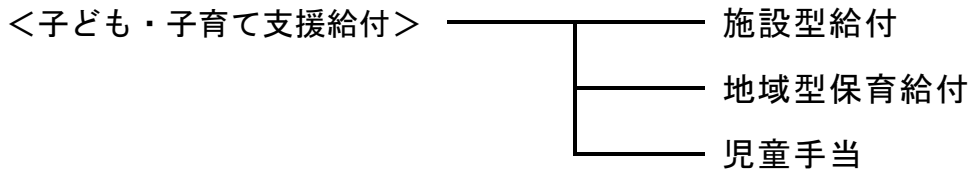
保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する仕組みを導入し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保と保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。

(法律の構成)

法律名	主な内容
子ども・子育て支援法	<input type="checkbox"/> 子ども・子育ての基本理念、市町村等の責務を規定 <input type="checkbox"/> 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などの共通の給付制度の創設 <input type="checkbox"/> 教育・保育施設、地域型保育事業者の確認 <input type="checkbox"/> 地域子ども・子育て支援事業を規定 <input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援事業計画の策定を義務化 <input type="checkbox"/> 地方版子ども・子育て会議の設置を努力義務化
認定こども園法の一部改正法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律	<input type="checkbox"/> 認定こども園法の目的規定の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記 <input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設設置者が欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定する <input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園の認可 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育基本法第6条第1項に基づく学校であることを定義 ・ 設置者は国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人とする ・ 園長及び保育教諭の配置を規定 <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園の設置に係る特例 ・ 保育教諭等の資格の特例 等
関係法令整備法 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	<input type="checkbox"/> 認定こども園法の廃止規定の削除 <input type="checkbox"/> 児童福祉法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所は乳児、幼児（0～5歳児）を保育する施設であることを明記 ・ 保育所は欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする <input type="checkbox"/> 小規模保育等の認可を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定

2 新制度の主なポイント

(1) 共通の給付制度の創設

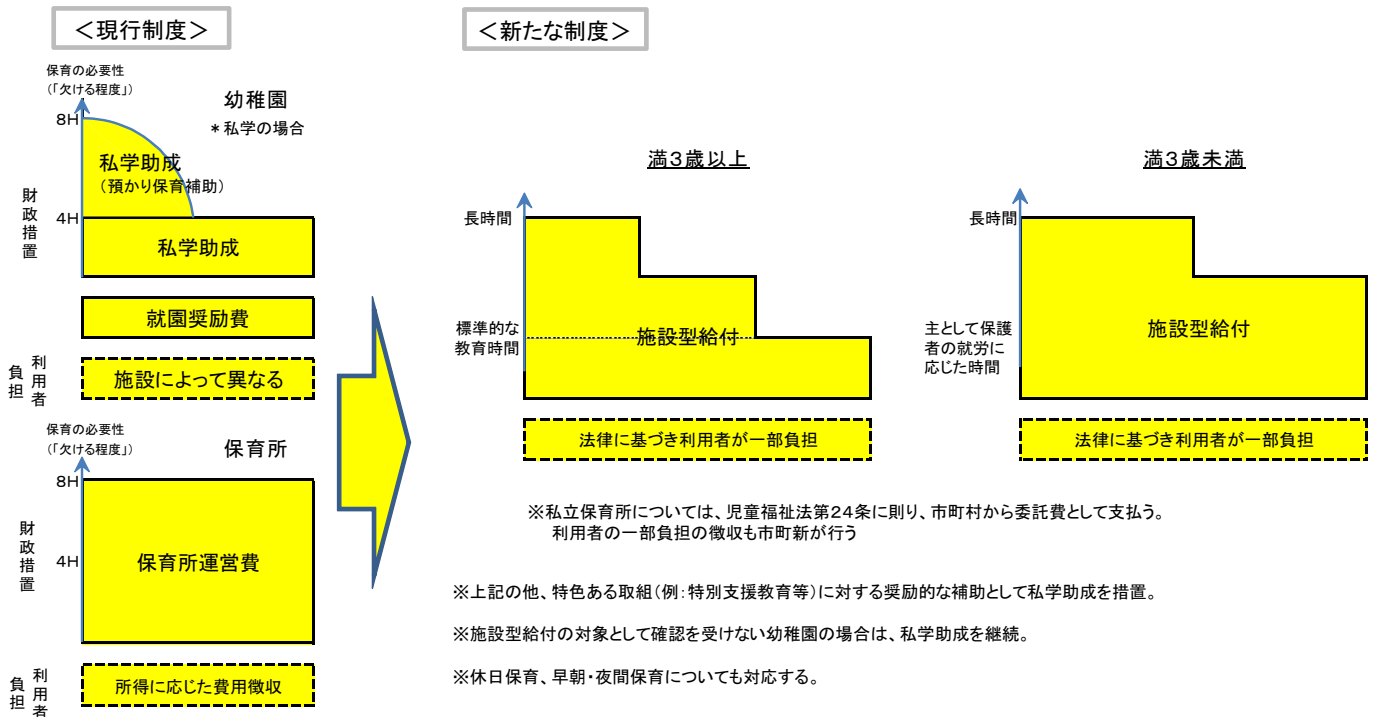


■施設型給付

幼保間の公平性・整合性の確保を図ることを目的に、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設を対象とした共通の給付を行う。

(給付の基本構成)

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



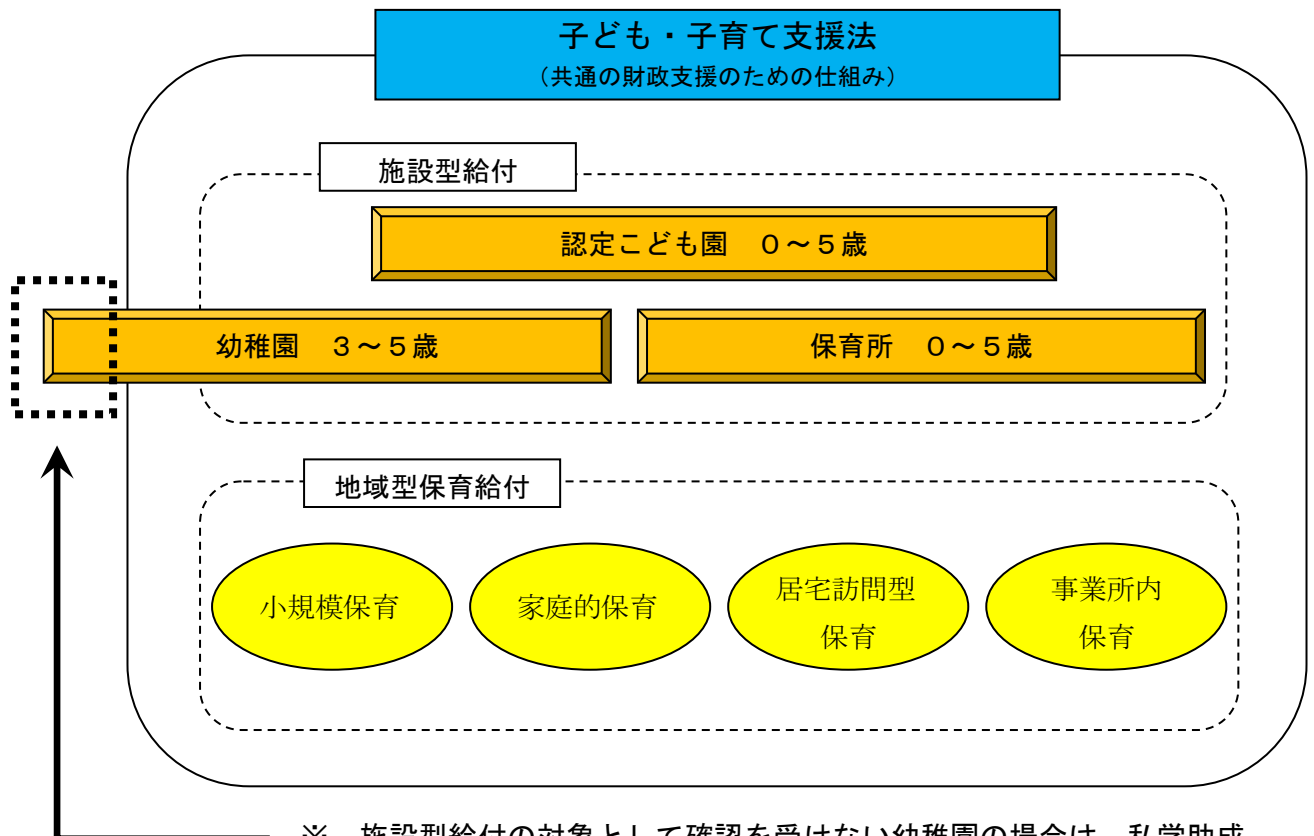
■地域型保育給付

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、多様な主体が多様なスペースを活用して質の高い保育が提供できる以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、児童福祉法に位置付けた地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組み。

- 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- 家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育（従業員の子どもに加え、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供「地域枠」）

* 市町村内の保育ニーズについて、一定以上の規模を有する教育・保育施設による対応を基本としつつ、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における保育の利用を確保する観点から、地域型保育を組み合わせ、地域の保育機能を確保する

《施設型給付と地域型保育給付のイメージ》



■児童手当

児童手当法に基づく給付であるが、子どものための現金給付として子育て支援法での位置付けを明記する。

(2) 地域の子ども・子育て支援の推進

<地域子ども・子育て支援事業>

在宅育児家庭も含めたすべての子育て家庭を対象に、子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域のニーズに合わせた子育て支援の充実を図るために、地域子ども・子育て支援事業を推進する。

(事業一覧)

No.	事業名	概要
1	利用者支援（新規）	教育・保育施設、地域の子育て支援事業などの利用について、情報収集と提供、利用相談、関係機関との連絡調整を行う。（横浜市の保育コンシェルジュなど）
2	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
3	妊婦健康診査	母子保健法に規定され、妊婦が定期的に行う検診費用を助成する
4	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための取組みに対する支援を実施する
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）	保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業
7	ファミリーサポートセンター事業	児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かる事業
9	延長保育事業	通常の開所時間を超えて保育を行う事業
10	病児・病後児保育事業	保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業
11	放課後児童クラブ	共働き家庭などで留守となる家庭の小学生を対象に、放課後に適切に遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）	特定支給認定保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入費用、行事への参加に要する費用などを助成する事業
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）	民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

(3) 地方版子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第77条の規定により、条例で定めるところによる審議会その他の合議制の機関である。

(役割)

- ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に対して意見する。
- ・ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に対して意見する。
- ・ 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に対して意見する。
- ・ 施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び実施状況を調査審議する。

※ 地方版子ども・子育て会議には、計画の策定のみではなく、その後の点検・評価・見直しまで（PDCAサイクル）を一貫して関与する場として重要な役割を果たすことが期待されている。

(想定される審議内容)

- ・ 潜在的なものを含め教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか
(過剰に見積もっていないか、不足していないか)
- ・ 教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスの在り方、教育・保育の提供体制の在り方や目標が適切であるか
- ・ ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- ・ 費用の使途実績の調査や事業の点検評価を行う
(給付・事業ごとにそれぞれいくら使われているか、何人の子どもが利用しているか、運営や自己評価の適切性の確認など)

(4) 子ども・子育て支援事業計画の策定

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、5年を1期とする、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての受給計画として策定が義務付けられている。

○計画書に記載すべき事項

(1) 必須記載事項 *必ず記載する事項

記 載 事 項	
①	教育・保育提供区域の設定
②	幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
③	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
④	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

(2) 任意記載事項 *市の判断により計画に記載する事項

記 載 事 項	
①	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
②	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との調整
③	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携